

グループホームチェリーブLOSSOM

指定認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

（目的）

第1条 この規程は、医療法人新生会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族等に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理を行い、自己評価及び外部評価の結果について公表を行う。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

（事業所の名称）

第4条 本事業所の名称は「グループホーム チェリーブLOSSOM」とする。

（職員の員数及び職務内容）

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護従業者 6名 （他、兼務者あり）

介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とする。(指定介護予防認知症対応型共同生活介護含む)

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族等に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 認知症対応型共同生活介護の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである指定認知症対応型共同生活介護に係わる利用料は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額と同額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ①家賃 40,000円/月(途中入退居の場合は、日割計算とする。1日あたり1,300円)
- ②光熱費 20,000円/月(途中入退居の場合は、日割計算とする。1日あたり640円)
- ③食費 1,630円/日(朝食:330円、昼食:650円、夕食:650円)
- ④理美容代/実費
- ⑤おむつ代/実費

⑥上記の他、日常生活に通常必要で、利用者に負担させることが適当と認められるもの/実費

- 2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は口座引き落とし、銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。
- 3 事業所は、前項における利用料及び費用について変更のある場合や、変更を行う場合は、変更を行う日の1ヶ月前に説明を行い利用者及び家族等の同意を得るものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、介護保険被保険者証により要介護1以上であること。また医師による診断書にて認知症の状態が確認でき、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族等の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 事業者は、業務上知り得た利用者及び家族等に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らさない。ただし、次の各号についての情報提供については、契約時に利用者及び家族等から同意を得ることとする。

- ① 介護保険サービスの利用のためのサービス担当者会議や市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会での事例研究発表。尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとする。
- 3 職員は退職後も守秘義務を遵守するよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族等に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者及び家族等からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業に協力するよう努める。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上

(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

(6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(地域との連携)

第17条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、概ね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

2 前項の要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表する。

3 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

(身体的拘束その他の行動制限)

第18条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しない。

2 隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者及び家族等に対し事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行い、同意を得るものとする。

3 隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、サービスの提供に関する書類に行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間を記載する。

(虐待防止等)

第19条 事業所は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、また、虐待防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を防止するために次にかかげる事項を実施するものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待防止のための指針の策定
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修を年2回以上実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントに関する事項)

第20条 事業所は、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

2 事業所は、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のため次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (2) 被害者への配慮のための取り組み
- (3) 被害防止のための取り組み

(事業継続計画の策定等に関する事項)

第21条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して認知症対応型共同生活介護事業の提供を受けれるよう業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修計画及び訓練を定期的に（年2回以上）実施しなければならないものとする。

2 事業所は、業務継続計画には、以下の項目を記載するものとする。

- (1) 感染症に対する業務継続計画
 - ア 平時からの備え
 - イ 初動対応
 - ウ 感染拡大防止体制の確立
- (2) 災害に係る業務継続計画
 - ア 平時の対応
 - イ 緊急時の対応
 - ウ 他施設及び地域との連携

(感染症の予防及び蔓延防止のための措置に関する事項)

第22条 事業所は、感染症が発生し又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針の策定
- (3) 感染症の予防及び蔓延防止のための従業者に対する研修を年2回以上実施

(その他運営についての重要事項)

第23条 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②必要に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その記録を5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者の協議により、定める。

4 事業所は、書面の保存に係る負担の軽減を図るために、電磁的記録により保存等を行うことが出来るものとする。

附則 この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成19年 6月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成19年 9月11日から一部改訂する。
この規程は、平成19年12月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成20年 2月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成20年11月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成20年12月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成21年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成21年 9月21日から一部改訂する。
この規程は、平成24年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成25年 9月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成26年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成27年 8月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成29年 1月 1日から一部改訂する。
この規程は、平成31年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、令和 4年 9月 1日から一部改訂する。
この規程は、令和 5年 6月 1日から一部改訂する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、令和 6年 6月 1日から一部改訂する。
この規程は、令和 7年 4月 1日から一部改訂する。
この規程は、令和 7年 10月 1日から一部改訂する。